

認定心理士の会 会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、認定心理士の会と称する。

第2条 本会は事務局を公益社団法人日本心理学会事務局内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、公益社団法人日本心理学会（以下学会という）の認定する「公益社団法人日本心理学会認定心理士（以下認定心理士という）」の資格取得者の相互の連携を密にし、認定心理士の資質と技能の向上をはかるとともに、人々の心の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研修会、研究会などの開催
- (2) 会報等、認定心理士に係る必要な情報の発信
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は、学会の認定する認定心理士の資格を取得した者とする。

第6条 入会を希望する者は、所定手続きを経ることとする。

第7条 退会を希望する者は、退会届を事務局に提出するものとする。

第8条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。

- (1) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (2) 認定心理士資格を喪失したとき
- (3) 除名されたとき

第9条 本会の会員は、「公益社団法人日本心理学会倫理規程」を遵守しなければならない。

第10条 本会会長は、次の各号の一に該当するような行為が認められた会員を日本心理学会常務理事会の承認を得て除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つける行為を行った会員
- (2) 日本心理学会倫理委員会の審査の結果、認定心理士としての倫理を逸脱したと認められた会員

第4章 組織

第11条 本会に次の役員を置き、幹事会を構成する。

- (1) 会長1名
- (2) 幹事若干名
- (3) 支部会長，各支部会1名
- (4) 支部会幹事，各支部会若干名

第12条 前条の役員及びその業務は、当面の間、以下のとおりとする。

- (1) 会長は学会理事長とし、本会の事業を統括する。
- (2) 幹事，支部会長，支部会幹事は，学会の担当常務理事を含み，認定心理士であることを問わない。
- (3) 幹事会は，学会の認定心理士の会運営委員会の決定及び指示に基づき，会長の統括のもと，本会及び本会支部会の事業を行う。

第13条 本会に次の支部会を置く。

- (1) 北海道支部会
- (2) 東北支部会
- (3) 関東支部会
- (4) 北陸支部会
- (5) 東海支部会
- (6) 近畿支部会
- (7) 中国・四国支部会
- (8) 九州・沖縄支部会

第5章 運営

第14条 本会の運営は，認定心理士の会運営委員会が行う。

第6章 改正

第15条 本会則の改正は，認定心理士の会運営委員会で検討し，日本心理学会常務理事会の承認を得るものとする。

附則

- (1) 本会則は平成28年4月1日より施行する。
- (2) 本会則の改正は，平成29年9月19日より施行する。